

## 助成手続きの流れ



みどり土木政策課みどりの係の窓口や電話でご相談をお受けします。

**必ず、工事を着手する前に相談してください。**

事前調査・現場説明も行います。

### 相談受付

代理人が申請する場合は、原則として、**施主様にお会いし、申請内容等の確認を行います。**

**緑化計画書の認定や樹木等の保全の協議が必要な場合は、先または同時に認定・協議の手続きが必要です。**

みどりのまちなみ助成対象確認申請書はホームページからダウンロードできます。

### 対象確認申請

みどりのまちなみ助成対象確認申請書  
計画図〔案内図・平面図・立面図・断面図〕  
内訳のある**工事見積書**の写し等  
工事着手前の写真〔建築物全景・接道部分〕  
管理組合等の同意書など（共同住宅等）

**（現地調査） 既存樹木移植、掘撤去の助成を受ける場合は、工事着手前に現地調査が必要です。**

### 書類審査

区から助成対象の基準に適合しているとの連絡・通知があつてから緑化工事を行ってください。

**書類審査には7～10日間ほどかかります。**

### 緑化工事開始...完了

緑化工事が完了しましたら区に連絡をください。

### 交付申請

みどりのまちなみ助成交付申請書はみどりの係の窓口でお渡ししています。

みどりのまちなみ助成交付申請書  
竣工図〔平面図・求積図・断面図〕  
内訳のある**工事請求書**の写し等

### 完成後の現地検査・確認

原則として、緑化内容等の確認を行うため、施主様のお立会いをお願いします。

**緑化計画書があるものは完了の手続きが必要です。**

### 助成金の請求

区長あての助成金請求書

### 助成金の交付（入金）

助成金は申請者様の金融機関の口座へ振り込まれます。

## 助成の条件

（詳しくはお尋ねください）

- ・ 建築物が建築基準法等関係法令を厳守していること
- ・ 完成後（10年以上）の維持管理者が確定していること
- ・ 申請者と建築物の所有者が異なる場合は、その所有者の同意を得ること
- ・ 共同住宅で緑化する場合は、管理組合等の同意を得ていること
- ・ 当該緑化助成を、同じ年度に同一敷地内で受けていないこと
- ・ 緑化計画該当物件については、緑化計画の認定を受けていること
- ・ 前面道路の幅員が4m以上あること（向かい側の敷地の道路後退が未了で幅員が4mを満たさない場合は助成対象となります。）
- ・ 完成後10年間、毎年区の現地検査（区職員がお宅へ伺い、現地確認を行います。）に対応できること

## 目黒区が求める道路沿いの緑化イメージ

緑量豊かで中高木を主体としたみどり  
野鳥がすめるまちにする花や実のなるみどり  
ブロック塀を撤去し、安全で安心できるみどり  
○連続性があり、良好なまちなみ景観を確保するみどり

## さまざまな樹木の例

### 高木（シンボルツリー）



ナツツバキ（写真）、ヤマモモ、シラカシ、ハナミズキ、クロガネモチ など

### 中木



ハナカイドウ（写真）、マンサク、ソヨゴ、キンモクセイ など

### 生け垣



ベニカナメモチ（写真）、イヌツゲ、シラカシ、ウバメガシ、イヌマキ など

### コニファー



ブルーヘブン（写真）、コロラドヒヤクシン、ゴールドコーン など

出典許諾済：「緑化情報ナビ」財団法人建設物価調査会

## みどりのまちなみ助成

（接道部 道路沿い 緑化助成）

2021年度版



生け垣の例

地球のいのち、つないでいこう



いのち わ ささえあう生命の輪 目黒区生物多様性

みどりの景観を作る生け垣、雑木林の木や関東地方の郷土種の植栽、実のなる木や蝶が吸蜜に訪れる植物による緑化、季節感を感じる樹木の庭など、生物多様性に配慮した植栽計画を立てましょう

### 【お問い合わせ】

目黒区都市整備部 みどり土木政策課 みどりの係  
住所 〒153-8573 目黒区上目黒 2-19-15  
電話 03-5722-9355

目黒区は「生物多様性地域戦略ささえあう生命の輪野鳥のすめるまちづくり計画」を推進しています

## 助成対象

### (1)最低の施工延長（新たな接道部緑化）

- 道路に面した場所又は面していると認められる場所に、連続して 1.0m以上を新たに中高木または生け垣を主体とした緑化をしたものを対象にします。

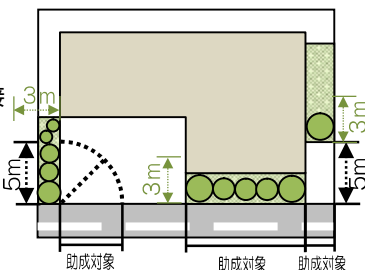
既存樹木を伐採して植え替えた場合は対象になりません。

### (2)敷地面積

- 500㎡未満が対象になります。

### (3)緑化の方法

- 助成対象範囲は、接道部から奥行き 5m以内の接道線とみなす部分から奥行き 3mの範囲内（遮蔽物で見えない部分と接道部から 5mに接しない緑化は除く）の植栽です。
- 植栽が道路から見て植栽の地盤面からの高さが 40cm を超える遮蔽物で隠れていないものを対象にします。やむを得ず植栽前面にフェンスを設置する場合は透過率 70%以上のものにしてください（竹などの自然素材で樹木の保護・育成を目的とする四つ目垣等はこのフェンスにはあたりません）。
- 多年性つる性植物で、補助器具を使用しない樹高 0.9m以上の自立するものは対象とします。  
フェンスの費用は、助成対象になりません。  
プランターによる植栽は対象になりません。



## 助成基準

助成の区分によって、次の基準を満たしている必要があります。塀撤去の助成は、植栽基盤工事を行った長さのみが対象になります。

### (1)新植栽

植栽区分	樹高
高木	3.0m～
準高木	2.0m～
中木	1.5m～
低木 1	0.3m～
生け垣 2、竹 3、 コニファー 4	0.9m～

- 植栽基盤上で樹木がない場所には、低木や地被植物を植栽し、みどりが連続するようにしてください。（樹冠以外の部分に植栽していないと、連続した植栽としてみなせないことがあります。）
- 株立ち（竹含む）は、1株を1本として算定します。
  - 低木以外の樹木と一体となって植栽した場合のみ助成対象
  - 生け垣は、葉と葉が触れ合う程度に連続したみどりが助成対象になります。（樹高 1.5m以上の樹木で生け垣を造る場合は、中木・準高木・高木の樹高区分を助成単価として適用します。）
  - 竹は植栽時に樹高 0.9m以上あり、1株単位を助成対象とします。
  - コニファーは園芸用に品種改良した常緑針葉樹で、マツ、スギ、ヒノキ、マキ等の原種は除く。

### (2)既存樹木の移植

- 樹高 1.5m以上の樹木を同一敷地内で新たに接道部に移植すると対象となります。（工事前の現地調査を受けてください。）

### (3)植栽基盤工事

- 植物が正常に生育できる状態の地盤を整備するための土壌改良や客土を行い、対象となる植栽地全体が植栽または地被植物などのみどりで覆われている必要があります。（基盤の奥行きが 0.5m 以上あっても、みどりで覆われていると認められない場合は 0.5m 未満の単価を適用）
- 縁石設置は、植栽の地盤面から高さ 40cm 以下で固定された縁石を新たに設置すると、対象になります。
- 助成対象延長は、高木、準高木、中木、生け垣、竹、コニファーの枝張の最大 2 倍まで、見ることができます。

### (4)塀撤去

- 植栽の地盤面から高さ 40cm を越えるブロック塀や透過率 70%未満のフェンス等の遮蔽物の撤去が対象になります。（工事前の現地調査を受けてください。）

## 助成額

助成区分に応じ次の助成単価（新植栽・植栽基盤は完了検査時に確認した樹高・施工延長を基準）を適用します。

助成額は、区が定めた単価の合計額と実際の工事費用を比較して、低い金額が対象となります。

助成の区分		助成単価
新植栽	高木	27,000 円 / 本
	準高木	18,000 円 / 本
	中木	10,000 円 / 本
	低木	2,000 円 / 本
	生け垣、竹、コニファー	4,000 円 / 本
既存樹木の移植 1	樹高 1.5m以上幹周り 0.30m以上	15,000 円 / 本
	樹高 1.5m以上幹周り 0.15m以上 0.30m未満	10,000 円 / 本
	樹高 1.5m以上幹周り 0.15m未満	5,000 円 / 本
植栽基盤工事（新植栽・移植の対象部分）	基盤奥行き 0.5m未満	3,000 円 / m
	基盤奥行き 0.5m以上 1.0m未満	6,000 円 / m
	基盤奥行き 1.0m以上 2.0m未満	12,000 円 / m
	基盤奥行き 2.0m以上 2	20,000 円 / m
	縁石がある場合は上記金額に	+5,000 円 / m
塀撤去（植栽基盤工事対象部分）		9,000 円 / m

- 1件の限度額は 40 万円までです。
- 助成金額の総額に千円未満の端数がある場合には、切り捨てます。
- コニファーで樹高 3.0m以上の場合には、高木の助成単価を適用します。（3m未満はコニファーの同一単価を適用します。）
  - 既存樹木の移植助成は新植栽の助成単価に既存樹木移植の助成単価を上乗せして計算します。既存樹木の移植は、他にも助成制度があります。詳しくはご相談ください。
  - 助成対象範囲は奥行き 3.0mまでです。